

令和8年第1回尾三衛生組合議会定例会議事日程

令和8年3月26日(木)

午後2時00分開議

- 日程第1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 尾三衛生組合職員の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第7 議案第2号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第3号 令和7年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第4号 令和8年度尾三衛生組合一般会計予算

令和8年第1回尾三衛生組合議会定例会提出議案名一覧表

議案番号	議 案 名
議案第1号	尾三衛生組合職員の旅費に関する条例の全部改正について
議案第2号	尾三衛生組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第3号	令和7年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）
議案第4号	令和8年度尾三衛生組合一般会計予算

議案第1号

尾三衛生組合職員の旅費に関する条例の全部改正について

尾三衛生組合職員の旅費に関する条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月26日提出

尾三衛生組合管理者 小山 祐

1 提案理由

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等を行うため、尾三衛生組合職員の旅費に関する条例の全部を改正する必要があるからである。

2 主な改正内容

- (1) 旅行役務提供者に組合が支払うべき金額があるときは、旅行者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができるようにすること。（第2条第8号及び第3条第7項関係）
- (2) 旅費の種目を鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び死亡手当とすること。（第6条関係）
- (3) 旅費の計算は、旅費に要する実費を弁償するためのものとして、旅費の種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算すること。（第7条関係）
- (4) 宿泊費は、定額支給から宿泊費基準額を上限とした実費支給とすること。（第13条関係）
- (5) 「日当」及び「食卓料」を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を「宿泊手当」として定額支給とすること。（第15条関係）
- (6) その他所要の規定の整備をすること。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

尾三衛生組合職員の旅費に関する条例

尾三衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和50年尾三衛生組合条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び管理者が規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の管理者が規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、尾三衛生組合（以下「組合」という。）と旅行役務提供契約（旅行者等が組合に対して旅行に係る役務その他の管理者が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

- 2 職員又は遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。
 - (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
 - (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族
 - (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
 - (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他管理者が規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で管理者が規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他管理者が規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で管理者が規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
 - (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合

に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。
- 6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、管理者が規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び死亡手当とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第19条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書

に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって管理者が規則で定めるものをいう。）をもって提出することができる。

6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類は、管理者が規則で定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他管理者が規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（特別の事情がある者として管理者が認める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動

する場合には、最下級（特別の事情がある者として管理者が認める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他管理者が規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（特別の事情がある者として管理者が認める者に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（特別の事情がある者として管理者が認める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他管理者が規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利

用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して管理者が規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として管理者が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）に基づき国家公務員に支給される宿泊手当の額を勘案して管理者が規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して管理者が規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの規定による費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定

に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、旅費法施行令に定める国家公務員の死亡手当の額を勘案して管理者が規則で定める定額とする。

(外国旅行の旅費)

第20条 外国旅行について支給する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の額については、この条例の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて、その都度、管理者が定める。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて管理者が規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて管理者が規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 旅行命令権者は、旅行者が組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その

他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同項若しくは同条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、管理者が規則で定める。

(随員職員の旅費)

第27条 職員が管理者、副管理者、議会の議員又は地方自治法第203条の2第1項に規定する職務にある者に随行する場合は、これらと同額の旅費を支給することができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の尾三衛生組合職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行

について適用し、施行日前に改正前の尾三衛生組合職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（尾三衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 尾三衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年尾三衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（報酬の額）</p> <p>第2条 非常勤の職員の報酬の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>尾三衛生組合職員の旅費に関する条例（令和●年尾三衛生組合条例第●号）の規定により管理者及び副管理者に支給する額の例による。</u></p> <p>3 略</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <p>略</p> <p>（削る）</p>	<p>（報酬の額）</p> <p>第2条 非常勤の職員の報酬の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p><u>別表第1（第2条関係）</u></p> <p>略</p> <p><u>別表第2（第4条関係）</u></p> <p>略</p>

（尾三衛生組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

議案第2号

尾三衛生組合職員の給与に関する条例等の一部改正について

尾三衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月26日提出

尾三衛生組合管理者 小 山 祐

1 提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、尾三衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要があるからである。

2 主な改正内容

- (1) 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正
 - ア 自動車等使用者に対する通勤手当について、使用距離の区分に応じて66,400円を超えない範囲内で規則で定める額とすること。（第12条第2項関係）
 - イ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設すること。（第12条第3項関係）
- (2) 尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
通勤に係る費用弁償について、規定の整理を行うこと。
- (3) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正
附則中の条例名について、規定の整理を行うこと。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

尾三衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 尾三衛生組合職員の給与に関する条例(昭和49年尾三衛生組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当) 第12条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、管理者が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。) (2) 前項第2号に掲げる職員 _____ 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて管理者が規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)</p>	<p>(通勤手当) 第12条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、管理者が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。) (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に</u> _____ 定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) <u>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u> <u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</u> <u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u> <u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</u> <u>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</u> <u>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</u> <u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</u> <u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</u> <u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円</u> <u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円</u> <u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円</u> <u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キ</u></p>

(削る)	<u>ロメートル未満である職員 35,500円</u> <u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</u>
(3) 略	(3) 略
<u>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が管理者が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（管理者が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として管理者が規則で定める額</u> <u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u>	(新設) <u>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額</u> の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、 <u>同項</u> の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 <u>4 通勤手当は、支給単位期間（管理者が規則で定める通勤手当にあつては、管理者が規則で定める期間）に係る最初の月</u> の管理 <u>者</u> が規則で定める日に支給する。
<u>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	<u>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額</u> の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、 <u>同項</u> の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
<u>5 通勤手当は、支給単位期間（管理者が規則で定める通勤手当にあつては、管理者が規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として管理者が規則で定める場合にあつては、その翌月）の管理者が規則で定める日に支給する。</u>	<u>4 通勤手当は、支給単位期間（管理者が規則で定める通勤手当にあつては、管理者が規則で定める期間）に係る最初の月</u> の管理 <u>者</u> が規則で定める日に支給する。
6 略	5 略
<u>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として管理者が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</u>	<u>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として管理者が規則で定める期間（自動車等</u> に <u>係る</u> 通勤手当にあつては、1か月）をいう。
8 略	7 略

(尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 第2条 尾三衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年尾三衛生組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(通勤に係る費用弁償)	(通勤に係る費用弁償)

<p>第9条 職員が<u>尾三衛生組合職員</u>の給与に関する<u>条例</u>（昭和49年尾三衛生組合条例第5号。以下「<u>給与条例</u>」という。）第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、<u>給与条例</u>第12条第2項から第8項までの規定を準用する。</p>	<p>第9条 職員が<u>給与条例</u></p> <hr/> <p>第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、<u>給与条例</u>第12条第2項から第7項までの規定を準用する。</p>
---	---

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）
 第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年尾三衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第2条 <u>尾三衛生組合職員</u>の給与に関する<u>条例</u></p> <hr/> <p>附則第3項から第9項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>尾三衛生組合職員</u>の給与に関する<u>条例</u>第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、<u>同条例</u>第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年尾三衛生組合条例第1号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>尾三衛生組合職員</u>の給与に関する<u>条例</u>第12条第2項及び第14条第3項の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>尾三衛生組合職員</u>の給与に関</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の<u>尾三衛生組合職員</u>の給与に関する<u>条例</u>（以下「<u>新給与条例</u>」という。）附則第3項から第9項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>尾三衛生組合職員</u>の給与に関する<u>条例</u>第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、<u>新給与条例</u>第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年尾三衛生組合条例第1号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u></p> <hr/> <p>第12条第2項及び第14条第3項の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u></p>

令和7年度

尾三衛生組合一般会計補正予算書
(第2号)

尾三衛生組合

議案第3号

令和7年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）

令和7年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85,495千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,167,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月26日提出

尾三衛生組合管理者 小 山 祐

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,514,106		1,514,106
	1 分担金	1,514,106		1,514,106
2 使用料及び手数料		320,001	△15,000	305,001
	1 使用料	320,000	△15,000	305,000
	2 手数料	1		1
3 国庫支出金		37,172	△21,886	15,286
	1 国庫補助金	37,172	△21,886	15,286
4 財産収入		9,869	932	10,801
	1 財産運用収入	9,869	932	10,801
5 繰入金		266,200	△60,541	205,659
	1 基金繰入金	266,200	△60,541	205,659
6 繰越金		91,412		91,412
	1 繰越金	91,412		91,412
7 諸収入		13,875	11,000	24,875
	1 預金利子	1		1
	2 雑入	13,874	11,000	24,874
歳入合計		2,252,635	△85,495	2,167,140

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		1,237		1,237
	1 議会費	1,237		1,237
2 総務費		770,472	66,290	836,762
	1 総務管理費	770,310	66,290	836,600
	2 監査委員費	162		162
3 衛生費		1,354,102	△151,785	1,202,317
	1 清掃費	1,354,102	△151,785	1,202,317
4 公債費		120,824		120,824
	1 公債費	120,824		120,824
5 予備費		6,000		6,000
	1 予備費	6,000		6,000
歳出合計		2,252,635	△85,495	2,167,140

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
2 使用料及び手数料	320,001	△15,000	305,001
3 国庫支出金	37,172	△21,886	15,286
4 財産収入	9,869	932	10,801
5 繰入金	266,200	△60,541	205,659
7 諸収入	13,875	11,000	24,875
歳入合計	2,252,635	△85,495	2,167,140

歳 出

款	既定額	補正額	計
2 総務費	770,472	66,290	836,762
3 衛生費	1,354,102	△151,785	1,202,317
歳出合計	2,252,635	△85,495	2,167,140

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		932	65,358
△21,886		△15,000	△114,899
△21,886		△14,068	△49,541

2 歳 入

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

目	既定額	補正額	計
1 使用料	320,000	△15,000	305,000
計	320,000	△15,000	305,000

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

1 国庫補助金	37,172	△21,886	15,286
計	37,172	△21,886	15,286

(款) 4 財産収入 (項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	9,549	932	10,481
計	9,869	932	10,801

(款) 5 繰入金 (項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	266,200	△60,541	205,659
計	266,200	△60,541	205,659

(款) 7 諸収入 (項) 2 雑入

1 雑入	13,874	11,000	24,874
計	13,874	11,000	24,874

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 使用料	△15,000	ごみ搬入使用料 △15,000

1 循環型社会形成推進交付金	△21,886	施設整備に関する計画支援事業 △21,886

1 利子及び配当金	932	廃棄物処理施設整備基金利子 932

1 財政調整基金繰入金	△60,541	財政調整基金 △60,541

1 雑入	11,000	資源物売却料 11,000

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	765,833	66,290	832,123			932	65,358
計	770,310	66,290	836,600			932	65,358

(款) 3 衛生費 (項) 1 清掃費

1 塵芥処理管理費	1,147,320	△138,658	1,008,662	△21,886		△15,000	△101,772
2 埋立処分地管理費	206,782	△13,127	193,655				△13,127
計	1,354,102	△151,785	1,202,317	△21,886		△15,000	△114,899

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	△1,001	庁舎総合管理業務委託料	△1,001
18 負担金、補助及び交付金	700	派遣職員給与負担金	700
24 積立金	66,591	廃棄物処理施設整備基金積立金	66,591

10 需用費	△73,000	燃料費	△2,000
		薬品費	△34,000
		光熱水費	△37,000
12 委託料	△65,658	廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託料	△3,201
		環境影響評価業務委託料	△4,124
		基礎調査(測量調査)業務委託料	△226
		基礎調査(地質調査)業務委託料	△3,786
		基礎調査(表層調査)業務委託料	△54,321
12 委託料	△13,127	焼却残渣処分業務委託料	△5,020
		不燃残渣処分業務委託料	△2,992
		焼却残渣資源化業務委託料	△5,115

議案の概要

1 歳入の補正

- (1) 使用料の減額に伴い、使用料及び手数料を15,000千円減額する。
- (2) 循環型社会形成推進交付金の減額に伴い、国庫支出金を21,886千円減額する。
- (3) 利子及び配当金の増額に伴い、財産収入を932千円増額する。
- (4) 財政調整基金繰入金の減額に伴い、繰入金を60,541千円減額する。
- (5) 雑入の増額に伴い、諸収入を11,000千円増額する。

2 歳出の補正

- (1) 委託料の減額、負担金、補助及び交付金、積立金の増額に伴い、総務費を66,290千円増額する。
- (2) 需用費及び委託料の減額に伴い、衛生費を151,785千円減額する。

令和8年度

尾三衛生組合一般会計予算書

尾三衛生組合

議案第4号

令和8年度尾三衛生組合一般会計予算

令和8年度尾三衛生組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,110,234千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 尾三衛生組合一般会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月26日提出

尾三衛生組合管理者 小 山 祐

第1表 尾三衛生組合一般会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,632,492
	1 分担金	1,632,492
2 使用料及び手数料		310,001
	1 使用料	310,000
	2 手数料	1
3 国庫支出金		19,154
	1 国庫補助金	19,154
4 財産収入		13,273
	1 財産運用収入	13,273
5 繰入金		124,842
	1 基金繰入金	124,842
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		10,471
	1 預金利子	1
	2 雑入	10,470
歳入合計		2,110,234

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,270
	1 議会費	1,270
2 総務費		689,994
	1 総務管理費	689,832
	2 監査委員費	162
3 衛生費		1,304,473
	1 清掃費	1,304,473
4 公債費		108,497
	1 公債費	108,497
5 予備費		6,000
	1 予備費	6,000
歳出合計		2,110,234

尾三衛生組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,632,492	1,514,106	118,386
2 使用料及び手数料	310,001	320,001	△10,000
3 国庫支出金	19,154	37,172	△18,018
4 財産収入	13,273	8,179	5,094
5 繰入金	124,842	266,200	△141,358
6 繰越金	1	1	0
7 諸収入	10,471	13,875	△3,404
歳入合計	2,110,234	2,159,534	△49,300

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費	1,270	1,237	33
2 総務費	689,994	677,371	12,623
3 衛生費	1,304,473	1,354,102	△49,629
4 公債費	108,497	120,824	△12,327
5 予備費	6,000	6,000	0
歳出合計	2,110,234	2,159,534	△49,300

(単位：千円)

本年度予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			1,270
		12,953	677,041
19,154		310,000	975,319
			108,497
			6,000
19,154		322,953	1,768,127

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 分担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金	1,632,492	1,514,106	118,386
計	1,632,492	1,514,106	118,386

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

1 使用料	310,000	320,000	△10,000
計	310,000	320,000	△10,000

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

1 手数料	1	1	0
計	1	1	0

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

1 国庫補助金	19,154	37,172	△18,018
計	19,154	37,172	△18,018

(款) 4 財産収入 (項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	12,953	7,859	5,094
2 財産貸付収入	320	320	0
計	13,273	8,179	5,094

(款) 5 繰入金 (項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	124,842	266,200	△141,358
計	124,842	266,200	△141,358

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 分担金	1,632,492	日進市	741,134
		みよし市	520,856
		東郷町	370,502

1 使用料	310,000	ごみ搬入使用料	310,000

1 手数料	1	計量カード再発行手数料	1

1 循環型社会形成推進交付金	19,154	施設整備に関する計画支援事業	19,154

1 利子及び配当金	12,953	財政調整基金利子	961
		廃棄物処理施設緊急整備基金利子	1,084
		廃棄物処理施設整備基金利子	10,908
1 財産貸付収入	320	行政財産貸付料	320

1 財政調整基金繰入金	124,842	財政調整基金	124,842

(款) 6 繰越金 (項) 1 繰越金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 7 諸収入 (項) 1 預金利子

1 預金利子	1	1	0
計	1	1	0

(款) 7 諸収入 (項) 2 雑入

1 雑入	10,470	13,874	△3,404
計	10,470	13,874	△3,404

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 前年度繰越金		1 前年度繰越金	1

1 預金利子		1 組合預金利子	1

1 雑入	10,470	資源物売却料	8,628
		再生品販売料	1,800
		その他雑入	42

3 歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,270	1,237	33				1,270
計	1,270	1,237	33				1,270

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

1 一般管理費	686,261	672,732	13,529			12,953	673,308
---------	---------	---------	--------	--	--	--------	---------

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	540	議員報酬	540
8 旅費	250	費用弁償	250
9 交際費	50	議長交際費	50
10 需用費	10	消耗品費	10
13 使用料及び賃借料	420	バス借上料	420

1 報酬	842	特別職	195
		情報公開・個人情報保護審査会委員	41
		公害防止モニター員	300
		行政不服審査会委員等	61
		廃棄物処理施設整備検討審議会委員	245
2 給料	81,273	職員	81,273
3 職員手当等	52,918	扶養手当	1,662
		地域手当	7,304
		住居手当	1,006
		通勤手当	882
		特殊勤務手当	500
		時間外勤務手当	1,250
		管理職手当	2,784
		管理職員特別勤務手当	58
		期末手当	20,003
		勤勉手当	16,439
		宿日直手当	50
		児童手当	980
4 共済費	39,627	共済組合負担金	26,766
		退職手当組合負担金	11,456
		公務災害補償基金負担金	572
		社会保険料	670
		雇用保険料	163

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
5 災害補償費	1	公務災害補償費	1
8 旅費	208	費用弁償	63
		普通旅費	63
		研修旅費	82
9 交際費	50	管理者交際費	50
10 需用費	9,838	消耗品費	3,159
		燃料費	136
		印刷製本費	600
		光熱水費	2,143
		修繕料	3,800
11 役務費	3,908	通信運搬費	1,342
		手数料	255
		保険料	2,311
12 委託料	23,548	樹木管理業務委託料	1,300
		公平委員会事務委託料	50
		職員健康診断委託料	374
		し尿浄化槽清掃業務委託料	371
		消防用設備点検業務委託料	1,339
		警備業務委託料	528
		産業医委託料	87
		庁舎清掃業務委託料	5,125
		議事録等作成業務委託料	100
		法律顧問弁護士料	792
		財務会計・人事給与計算システム保守業務委託料	753
		法規審査支援業務委託料	165
		建物修繕工事設計業務委託料	1,848
		庁舎総合管理業務委託料	9,946
		財務書類作成業務委託料	440
		ホームページ保守業務委託料	330
13 使用料及び賃借料	7,715	有料道路使用料	60
		複写機賃借料	218
		複写機使用料	318
		パソコン賃借料	4,044
		電話設備機器賃借料	373
		財務会計・人事給与計算システム賃借料	1,965
		例規集システム使用料	396

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 エコサイクル推進事業費	3,571	4,477	△906				3,571
計	689,832	677,209	12,623			12,953	676,879

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		自治体法規NAV I 使用料	222
		A E D 賃借料	119
14 工事請負費	13,420	場内整備工事	3,960
		機器修繕工事	9,460
17 備品購入費	200	備品購入費	200
18 負担金、補助及び交付金	39,731	派遣職員給与負担金	37,926
		施設協力費（諸輪区）	1,460
		尾張部清掃工場連絡会議負担金	10
		労働基準協会会費負担金	12
		職員研修講習負担金	88
		職員互助会補助金	220
		尾三危険物安全協会負担金	7
		ごみゼロ社会推進あいち県民会議負担金	8
21 補償、補填及び賠償金	1	損害賠償金	1
22 償還金、利子及び割引料	1	償還金、利子及び割引料	1
24 積立金	412,953	財政調整基金積立金	961
		廃棄物処理施設緊急整備基金積立金	1,084
		廃棄物処理施設整備基金積立金	410,908
26 公課費	27	重量税	27
7 報償費	195	出張託児	90
		リサイクル教室	105
10 需用費	1,323	消耗品費	360
		印刷製本費	331
		薬品費	32
		修繕料	600
11 役務費	122	通信運搬費	21
		手数料	64
		保険料	37
12 委託料	1,901	不用物品再生等業務委託料	1,901
17 備品購入費	30	備品購入費	30

(款) 2 総務費 (項) 2 監査委員費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 監査委員費	162	162	0				162
計	162	162	0				162

(款) 3 衛生費 (項) 1 清掃費

1 塵芥処理管理費	1,084,298	1,147,320	△63,022	19,154		310,000	755,144
-----------	-----------	-----------	---------	--------	--	---------	---------

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	162	委員報酬	162

8 旅費	214	普通旅費	214
10 需用費	359,261	消耗品費	46,244
		燃料費	8,360
		薬品費	98,575
		修繕料	24,900
		光熱水費	181,182
11 役務費	136	手数料	136
12 委託料	273,687	施設管理運転業務委託料	177,078
		電気保守点検業務委託料	2,588
		排ガス分析計等保守点検業務委託料	7,678
		アスベストの周辺環境及び作業環境測定業務委託料	1,260
		使用済乾電池等処理業務委託料	9,056
		使用済蛍光管等処理業務委託料	2,493
		ばい煙等測定業務委託料	11,376
		トラックスケール定期検査業務委託料	500
		ガラスびん資源化業務委託料	1,269
		木質廃材等資源化業務委託料	2,033
		フロンガス回収処理業務委託料	860
		不法投棄タイヤ資源化業務委託料	32
		廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託料	15,543
		環境影響評価業務委託料	41,921
13 使用料及び賃借料	2,270	トラックスケールデータ処理装置賃借料	2,270
14 工事請負費	441,920	ごみ焼却施設補修工事	282,536
		リサイクルプラザ補修工事	149,384
		機器修繕工事	10,000
17 備品購入費	6,114	備品購入費	6,114
18 負担金、補助及び交付金	126	全国都市清掃会議負担金	126

(款) 3 衛生費 (項) 1 清掃費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 埋立処分地 管理費	220,175	206,782	13,393				220,175
計	1,304,473	1,354,102	△49,629	19,154		310,000	975,319

(款) 4 公債費 (項) 1 公債費

1 元金	108,303	120,552	△12,249				108,303
2 利子	194	272	△78				194
計	108,497	120,824	△12,327				108,497

(款) 5 予備費 (項) 1 予備費

1 予備費	6,000	6,000	0				6,000
計	6,000	6,000	0				6,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
26 公課費	570	公害健康被害補償費	570
10 需用費	1,866	消耗品費	90
		光熱水費	647
		薬品費	29
		修繕料	1,100
12 委託料	215,500	浸出水処理施設保守点検業務委託料	659
		水質測定業務委託料	3,384
		ダイオキシン類測定業務委託料	1,157
		最終処分場草刈業務委託料	871
		浸出水処理施設清掃業務委託料	454
		焼却残渣処分業務委託料	104,679
		不燃残渣処分業務委託料	11,880
		焼却残渣資源化業務委託料	84,677
		処理困難物処分業務委託料	7,739
18 負担金、補助及び交付金	2,809	環境保全負担金	2,809

22 償還金、利子及び割引料	108,303	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	108,303
22 償還金、利子及び割引料	194	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	194

予備費	6,000		

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手 当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	3	195						195		195	
	議 員	12	540						540		540	
	その他の 特別職	28	809						809		809	
	計	43	1,544						1,544		1,544	
前年度	長 等	3	195						195		195	
	議 員	12	540						540		540	
	その他の 特別職	28	760						760		760	
	計	43	1,495						1,495		1,495	
比 較	長 等	0	0						0		0	
	議 員	0	0						0		0	
	その他の 特別職	0	49						49		49	
	計	0	49						49		49	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	
		報酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)			計 (千円)
本年度	17 (2)		81,273	52,918	134,191	39,627	173,818
前年度	17 (3)		80,831	51,327	132,158	38,733	170,891
比 較	0(△1)		442	1,591	2,033	894	2,927

備考 職員数 () 内は、再任用短時間勤務職員について外書き

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	本年度	1,662	7,304	1,006	882	500
	前年度	1,551	7,313	336	860	600
	比 較	111	△ 9	670	22	△ 100
	区 分	時間外 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度	1,250	2,784	58	20,003	16,439
	前年度	1,250	2,784	58	19,560	16,025
	比 較	0	0	0	443	414
	区 分	宿日直手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	本年度	50	980			
	前年度	50	940			
	比 較	0	40			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	442	給与改定に伴う増減分	2,370		
		昇給に伴う増加分	656		
		その他の増減分	△ 2,584	新陳代謝等による増減分 △ 4,184 千円 その他の調整に係る増減分 1,600 千円	職員数の異動状況 (現に在職する職員数)(再任用) (計) 本年度 17 人 2 人 19 人 前年度 17 人 3 人 20 人 増 減 0 人 △ 1 人 △ 1 人 採用・退職の状況等 (採用) (退職) 前年度 0 人 1 人 本年度(見込) 0 人 (見込) 3 人
職員手当	1,591	制度改正に伴う増減分	402	期末手当・勤勉手当等	
		その他の増減分	1,189	新陳代謝等による増減分	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	366,653	
	平均給与月額 (円)	438,732	
	平均年齢 (歳)	44.6	
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	351,889	
	平均給与月額 (円)	420,003	
	平均年齢 (歳)	46.9	

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	国の制度
			一般行政職 (円)
高 校 卒	206,700		200,300
大 学 卒	237,600		232,000

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職				技 能 労 務 職			
	職務の級	職員数 (人)	構成比 (%)		職務の級	職員数 (人)	構成比 (%)	
令和8年1月1日現在	1級				1級			
	2級				2級			
	3級	5	(3)	29.4	(100.0)	3級		
	4級	5		29.4		4級		
	5級	2		11.8		5級		
	6級	2		11.8		6級		
	7級	3		17.6		7級		
	8級					8級		
	計	17	(3)	100.0	(100.0)	計		
令和7年1月1日現在	1級				1級			
	2級				2級			
	3級	7	(3)	38.8	(100.0)	3級		
	4級	3		16.7		4級		
	5級	2		11.1		5級		
	6級	3		16.7		6級		
	7級	3		16.7		7級		
	8級					8級		
	計	18	(3)	100.0	(100.0)	計		

備考 職員数 () 内は、再任用短時間勤務職員について外書き

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一 般 行政職	主 事	主 事	主 査	係 長	課長補佐	主 幹	次 長 調整監 課 長	事務局長

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種		
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	17	17	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	12	12	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)	12	12
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比 較 (B) / (A) (%)	70.6	70.6		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	17	17	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	12	12	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)	12	12
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比 較 (B) / (A) (%)	70.6	70.6		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等によ る加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.325	2.325	4.65	有	
前 年 度	2.300	2.300	4.60	有	
国 の 制 度	2.325	2.325	4.65	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 域
支 給 率	8.5 (%)
支 給 対 象 職 員 数	17(2) (人)
国の指定基準に基づく支給率	— (%)

備考 職員数()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.37	0.37	
支給対象職員の比率 (令和8年1月1日現在) (%)	40.0	40.0	
代表的な特殊勤務手当の名称	現場作業手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたる
額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限度額	前年度末までの支出見込額	
		期 間	金 額
施設管理運転業務委託	745,800	令和6年度から 令和7年度まで	344,091
廃棄物処理施設整備基本計画 等策定業務委託	35,233	令和7年度	12,507
環境影響評価業務委託	192,962	令和7年度	3,906

ものについての前年度末までの支出
以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
令和8年度	177,078				177,078
令和8年度	15,543	5,181			10,362
令和8年度から 令和10年度まで	99,673	28,412			71,261

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当 該 年 度 中 元金償還見込額	
1 ごみ焼却施設基幹 的設備改良事業	376,811	256,259		108,303	147,956
(1) 平成27年度分	12,255	0		0	0
(2) 平成28年度分	52,821	26,412		26,412	0
(3) 平成29年度分	88,231	58,824		29,410	29,414
(4) 平成30年度分	155,600	116,700		38,900	77,800
(5) 令和元年度分	67,904	54,323		13,581	40,742

令和8年度尾三衛生組合市町

市町名 \ 項目	運営費分担金	割合 (%)	建設費分担金	割合 (%)
日進市	545,946	45.7	195,188	44.5
みよし市	384,126	32.2	136,730	31.2
東郷町	264,110	22.1	106,392	24.3
合計	1,194,182	100.0	438,310	100.0

分担金総括表

(単位：千円)

分 担 金 計	割 合 (%)	伸 率 (%)	備 考
741,134	45.4	8.1	
520,856	31.9	8.2	
370,502	22.7	6.8	
1,632,492	100.0	7.8	

